

## 32 新品種・新技術の開発・保護・普及

【6,797(7,018)百万円】

### 対策のポイント

新たな品種や生産技術を用いて、消費者や実需者のニーズに的確に対応するとともに、戦略的に知財も活用し、品質・ブランド力など「強み」のある農畜産物を日本各地に続々と生み出します。

### <背景/課題>

- ・農業の競争力の強化を図るため、「日本再興戦略」において、新品種・新技術の開発・普及や知的財産の保護と積極的な活用により、「強み」のある農畜産物の創出を進めることとされているところです。
- ・このため、マーケットインの発想から、実需者等と一体的に品種育成や産地づくりを進める取組、戦略的な知財活用取組等を推進することが必要です。

### 政策目標

平成26年度から平成28年度までの3年間で新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出

### <主な内容>

1. 「強み」を生み出すための品種等開発の加速化 2,848(3,167)百万円  
実需者や産地が参画したコンソーシアムを構築し、育種当初から実需等ニーズを的確に反映させた新品種の開発、育種期間の短縮に資するDNAマーカーの開発等を推進するとともに、有望な遺伝資源保有国との遺伝資源取得ルートの確立、種苗産業の共通課題の解決に向けた環境整備等を推進します。

ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発

1,810(2,201)百万円

農林水産分野における遺伝資源利用促進事業

32(47)百万円

植物新品種の育成者権保護及び種苗生産基盤等の強化・活用事業 20(18)百万円

等

委託費、補助率：定額、1/2以内

委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 「強み」を活かすための産地化支援 3,749(3,699)百万円

「強み」のある産地形成を図るため、新品種や新技術等を活用して、実需者、農業者、普及指導員等が一体となり、新たな産地形成を行う取組等を総合的に支援します。

新品種・新技術活用型産地育成支援事業等

749(684)百万円

補助率：定額、1/3以内等

事業実施主体：協議会（農業者、実需者等で構成）、都道府県等

3. 「強み」を守るための知的財産の保護・活用 200(152)百万円

地理的表示の登録申請を支援する窓口の設置、知的財産の発掘・活用等による新事業創出、海外における知的財産の侵害対策強化等の取組を支援します。

知的財産保護・活用推進事業

200(152)百万円

補助率：定額、1/2以内

事業実施主体：民間団体等

### お問い合わせ先：

1の事業

技術会議事務局研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室

(03-3502-7435)

1の事業

大臣官房環境政策課

(03-3502-8056)

1、3の事業

食料産業局新事業創出課

(03-6738-6169)

2の事業

生産局総務課生産推進室

(03-3502-5945)

# 新品種・新技術の開発・保護・普及に向けて

- 「強み」のある産地を形成するため、品目別方針に基づき、戦略的に育種から産地化、知財保護まで切れ目無く支援
- 実需等と連携した取組を推進することにより、マーケットインの発想を農業生産に定着

